

協力金の一部早期給付等に係る書面

私は、「営業時間短縮等に係る協力金（要請期間は令和3年7月12日～令和3年8月22日）」（以下「協力金」という。）のうち一部（令和3年7月12日～令和3年7月31日の下限額）を受給するにあたり、下記全ての内容について、遵守します。

記

1. 令和3年7月12日以降の酒類及びカラオケ設備提供停止を伴う休業要請又は営業時間短縮要請等を遵守しており、当該要請期間の終期まで継続して遵守します。
2. 申請書に記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。虚偽が判明した場合は、支給された協力金額を沖縄県が指定する期日までに返還致します。また、申請書の審査段階及び一般からの各種情報提供等により、虚偽申請・不正受給が疑われた場合は、所轄警察署等及び関係機関へ情報を提供することに同意します。
3. 書面内容を遵守した日付より5年間は、本書面を厳正な管理の下で安全に管理・保管し、沖縄県から提出を求められた場合は速やかに提出いたします。
4. 沖縄県が発出している緊急事態宣言等の要請期間が短縮されたことにより、支給された協力金の一部が減額となった場合、沖縄県が指定する期日までに返還致します。
5. 本書面の対象となる事業を営んでいる法人等が上記要請期間中に解散し、後に協力金の返還義務が生じた場合は、下記の者がこれに応じます。

以上

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者住所 _____

店舗所在地 _____

店舗名 _____

法人名（個人事業主の場合は省略） _____

代表者職・氏名 _____ ⑩